

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第16条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第19条の規定による命令に違反した者

2 第8条の規定に違反して喫煙禁止区域において喫煙をした者は、2万円以下の過料に処する。

「施行規則」

(事務の委任)

第1条 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、保健福祉事務所に委任する。

(6) 条例第23条第1項に規定する過料処分に関すること。

2 条例第23条第2項に規定する過料処分に関する事務は、受動喫煙防止対策指導員（以下「指導員」という。）に委任する。

(指導員)

第2条 前条第2項の事務を適切に実施するため、県に指導員を置く。

2 指導員は、知事が職員のうちから指定する。

3 前項の規定によるほか、知事は、前条第2項の事務を広域的又は機動的に処理する指導員を、保健福祉局保健医療部がん対策課及び保健福祉事務所に所属する指導員のうちから指定することができる。

4 前項の規定による指定は、受動喫煙防止対策指導員指定書（第1号様式）により行うものとする。

5 指導員は、前条第2項の事務を行う場合は、神奈川県受動喫煙防止対策指導員証（第2号様式）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(弁明の機会の付与の方式等)

第10条 条例第23条の規定による過料処分に係る弁明は、弁明を記載した書面（同条第2項の規定による過料処分の場合にあっては、弁明書（第12号様式））（以下「弁明書」と総称する。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

第11条 条例第23条の規定による過料処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、当該過料処分の名あて人となるべき者に対し、弁明書の提出期限の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面（条例第23条第2項の規定による過料処分の場合にあっては、弁明通知書（第13号様式））により行わなければならない。

(1) 予定される過料処分の内容及び根拠となる条例の条項

(2) 過料処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限

2 前項の規定により書面の交付を受けた者（以下「弁明者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限の変更を知事、保健福祉事務所長又は指導員（以下「行政庁」という。）に申し出ることができる。

3 行政庁は、前項の申出又は職権により弁明書の提出期限を変更することができる。

4 行政庁は、前項の規定により弁明書の提出期限を変更したときは、その旨を弁明者に通知しなければならない。

(弁明書が提出されない場合等の措置)

第12条 行政庁は、弁明者が、弁明書の提出期限までに弁明書を提出しない場合又は弁明書の提出期限の到来する日前に弁明を行わない旨を申し出た場合は、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(過料処分の通知)

第13条 知事又は保健福祉事務所長は、条例第23条第1項の規定による過料処分を行う場合は、当該過料処分の名あて人となるべき者に対し、当該過料処分の理由を示した書面により、その旨を通知するものとする。

2 指導員は、条例第23条第2項の規定による過料処分を行う場合は、当該過料処分の名あて人となるべき者に対し、過料処分決定通知書（第14号様式）により、その旨を通知するものとする。

【趣旨】

本条の規定は、本条例の義務規定のうち、一定のもの（第16条第1項の立入調査等受任義務、第19条の命令遵守義務及び第8条の喫煙禁止区域における喫煙禁止）のに違反した者に対し、地方自治法第14条第3項の規定に基づく過料を科すことを定めるものである。

【解説】

本条は、本条例の各義務規定に違反した者に対する罰則を規定するものであるが、保護者の未成年者の立入制限に関する義務（第13条第2項）違反に対しては、本条の罰則の適用はなく、また、施設管理者に対して課した次の義務の違反については、指導・勧告（第17条）を経て、命令（第19条）を発し、それでもなお施設管理者が施設等の改善を行わない場合に、初めて本条の罰則が適用されることとなるものである（本条第1項第2号）。

- ① 禁煙又は分煙の措置を講ずる義務（第9条第1項及び第2項）
- ② 喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止する義務（第11条）
- ③ 喫煙禁止区域からの喫煙器具類の撤去義務（第12条）
- ④ 条例設置の喫煙環境に未成年者を立ち入らせない義務（第13条第1項）
- ⑤ 受動喫煙防止措置に関する表示義務（第15条第1項）

したがって、直接に本条の罰則が適用（直罰）されるのは、第16条第1項の報告・資料の不提出若しくは虚偽報告、立入拒否・妨害・忌避又は質問に対する不答弁若しくは虚偽答弁をした者（本条第1項第1号）と、第8条の規定に違反して喫煙禁止区域において喫煙をした者（本条第2項）ということになる。

もっとも、喫煙をした者に対する罰則の適用については、違反事実があれば、直ちに過料を徴収するというものではなく、

- ・ 路上喫煙を規制する条例の中には、その事実があれば、所要の手続を経て、直ちに過料を徴収している例も見られるが、これは、たばこの火から身体等の安全を確保するという目的の緊急性に出でたものと考えられること、
- ・ 喫煙禁止の規定を有する現行法令の中には、喫煙を制止してもなお当該行為を中止しないことを、罰則を適用するための構成要件としているものがあること（第8条の解説を参照のこと）

などを勘案し、こうした先行事例における罰則適用との比較考量において、対応をとることとなる。

なお、こうした過料は、行政上の秩序に障害を与える義務違反に対して科される罰であると解されており、過料を徴収するための手続は、次の地方自治法の規定によることとなる。

(過料処分についての不服の申立て)

第255条の3 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

2 普通地方公共団体の長がした過料の処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

3 普通地方公共団体の長以外の機関がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 過料の処分についての審査請求（第2項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

そして、この地方自治法の規定にいう「告知」とは、過料の処分をしようとする旨を過料の処分を受ける者に了知せしめることをいい、口頭によることも差し支えないが、文書によることが適当とされているものであり、また、「弁明の機会」とは、過料の処分を受けることについての意見を表明する機会をいい、口頭であると、文書であるとを問わないとされているものである。

なお、弁明の機会は、告知後相当の期間内に与えるべきこととされ、また、告知をせず、又は弁明の機会を与えずになした過料処分は無効となることに留意する。